

第1回北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会議事録

日時：2011年6月9日（木） 18:45～19:00

場所：ウェルとばた 3F 中ホール

出席者：今回は委員の選出が周知されていなかったため、参加医療機関名のみ掲載。

九州労災病院，産業医科大学，北九州市立八幡病院，済生会八幡総合病院，小倉リハビリテーション病院，二島医院，九州厚生年金病院，方城中央クリニック，佐々木整形外科，井手消化器呼吸器外科，安部山公園病院，産業医科大学若松病院，北九州市立医療センター，北九州総合病院，浅木病院，新日鐵八幡記念病院，東筑病院，戸畑リハビリテーション病院，西野病院，沖縄セントラル病院，高倉クリニック，北九州市立八幡病院，皆川整形外科，戸畑けんわ病院，正和なみき病院，正和中央病院，健和会おさゆきリハビリテーション病院，芳野病院，新小倉病院，佐伯医院，遠賀中間医師会おかがき病院，北九州八幡東病院，宗像水光会総合病院，新生会病院，芳野病院，相生会宮田病院，香月中央病院，新小文字病院，北九州中央病院，北九州湯川病院，中間市立病院，北九州小倉病院，小波瀬病院，新中間病院，飯塚病院，北九州市立門司病院，大平メディカルケア病院，小倉記念病院，小倉医療センター，鞍手町立病院，新栄会病院，丘ノ規病院，戸畑共立病院

審議事項

1. 大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデル作成の経緯

原口副委員長より，以下のように経緯が報告された。

八幡運動器リハビリテーション懇話会が母体となり，2006年4月大腿骨頸部骨折地域連携パス委員会を設置し，6月より連携パスの運用を開始した。参加施設や対象患者の増加等のため，2010年9月産業医科大学リハ医学講座へ協力を依頼し，2011年1月蜂須賀副委員長、原口副委員長などで連絡協議会解開設の原案の協議を開始した。2011年2月九州労災病院院長糸満盛憲院長に委員長就任を依頼し，2011年4月14日北九州市大腿骨近位部骨折地域連携パス検討部会を開催，大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデル試案を作成した。

2. 会則の承認（別添参照），委員の選任

原口副委員長より「北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会 会則」が提案され承認された。

また，役員が紹介され委員長：九州労災病院院長 糸満盛憲先生，副委員長：産業医科大学リハビリテーション医学講座教授 蜂須賀研二先生，北九州市立八幡病院副院長 野口雅夫先生，済生会八幡総合病院整形外科主任部長・リハビリテーション部部长 原口和史先生，事務局幹事：産業医科大学リハビリテーション医学講座助教 加藤徳明が承認された。

各医療機関から1名の委員を選任するように依頼した。

報告事項

1. 大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデル（試案）の紹介

事務局幹事加藤より、以下のように大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデル（試案）を紹介した。

八幡運動器リハビリテーション懇話会のパスを元に、脳卒中地域連携パス北九州モデルと概ね同様の形式（MSW、医師、看護師、リハ専門職の記載項目）にした。大腿骨近位部骨折に合わせて必要箇所を追加修正した項目（手術、術後指示、受傷前の状態、長谷川式簡易知能スケールなど）を中心に、急性期病院用、回復期病院用、協力病院・医院用の順に説明し、患者説明用の診療計画書も急性期、回復期、維持期の3つを提案した。

今後、Web上で公開し6月末までに御意見を伺い修正し、運用予定であることを説明した。Web上での確認方法は以下の通り。

- ① 産業医科大学リハビリテーション医学講座ホームページの「リンク」をクリック
- ② リンク集一番下の「大腿骨近位部骨折地域連携パス（試案）」をクリック
- ③ 大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデルのホームページ（工事中）の「ファイルダウンロード」をクリック
- ④ テスト版の確認とダウンロードが可能

2. その他

蜂須賀副委員長より今後の北九州大腿骨近位部骨折連携パス協議会は、脳卒中連携パス協議会と同日の、北九州リハビリテーション医会の前に行うことが説明された。

ご意見やご要望の連絡先

Web上で公開している「大腿骨近位部骨折地域連携パス北九州標準モデル」ならびに「患者説明用地域連携診療計画書」の急性期病院用、回復期病院用、協力病院・医院用の合計6つを同封して郵送致します。ご意見等ございましたら下記までE-mailまたはFAXでお寄せ下さい。

北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1 産業医科大学リハビリテーション医学講座

担当職員：杉保聖子、担当医：加藤徳明

Fax 093-691-3529

E-mail: reha@mbox.med.uoeh-u.ac.jp

文責 加藤 徳明

北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会事務局 幹事
(産業医科大学リハビリテーション医学講座 助教)

Tel 093-691-7266

(別添)

北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会 会則

(名 称)

第1条 本協議会は、北九州大腿骨近位部骨折地域連携パス協議会（以下、協議会）と称する。

(構 成)

第2条 北九州市および近隣の北九州大腿骨近位部骨折地域連携パスに関与する急性期病院・回復期リハビリテーション病院・一般病院・診療所の医師、医療・福祉専門職種、およびその他のものを以って構成する。

(事務局)

第3条 協議会事務局を産業医科大学リハビリテーション医学講座内に置く。

(目 的)

第4条 協議会を設立し、北九州市および近隣の大腿骨近位部骨折医療連携提供体制を構築し、大腿骨近位部骨折の手術治療を含む急性期から回復期、維持期の在宅医療に至るまで、切れ目のない適切な医療福祉サービスを提供することを目的とする。

(事業内容)

第5条 協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 北九州大腿骨近位部骨折地域連携パスの運用、管理、および改訂
- (2) 北九州大腿骨近位部骨折地域連携パスに関与するものへの普及、啓発、教育に関する活動
- (3) 大腿骨近位部骨折に関連する保健、医療、福祉情報の収集ならびに交換
- (4) その他、協議会の目的達成上に必要な事項

(委 員)

第6条

- 1、協議会委員は、北九州大腿骨近位部骨折地域連携パスに参加する医療および福祉機関を代表して参加するものをもって組織する。
- 2、協議会に、委員の互選により委員長を1名置く。
- 3、委員長は必要に応じて、副委員長、幹事を若干名指名して業務を委任することができる。

(会 議)

第7条

- 1、協議会は年3回開催する。
- 2、委員長または委員が必要と認めるときには臨時で開催する。

(補 則)

第8条 この会則に定めるものの他、必要な事項は、協議会において定める。

(付 則)

この会則は 平成23年6月9日より施行する。